

佐賀県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十月四日から平成二十三年十一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区	間	域	
県道 江口東尾線	三養基郡みやき町大字江口字 新土居内二ノ角三二九六番二 地先から 三養基郡みやき町大字江口字 二本黒木二六九六番四地先ま で	後	幅員 メートル 一一・〇 六・七	延長 メートル 三三三〇・五
		前	幅員 メートル 一一・八 六・四	延長 メートル 三三三〇・八